

社会福祉法人美楽会地域包括支援センター本通り指定介護予防支援事業所運営規程

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人美楽会が開設する地域包括支援センター本通り指定介護予防支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で事業に当たる職員が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所で事業に当たる職員は、要支援者が介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要支援者の依頼を受けて、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るとともに、公正中立に行うこととする。

(事業所の名称及び所在地)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 地域包括支援センター本通り指定介護予防支援事業所
- (2) 所在地 岩手県北上市本通り四丁目 10 番 11 号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名 (常勤) (保健師と兼務)
管理者は、事業所に勤務する職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - (2) 保健師 (又は経験ある看護師) 1 名 (常勤) (管理者と兼務)
 - (3) 社会福祉士 1 名 (常勤)
 - (4) 主任介護支援専門員 1 名 (常勤)
 - (5) 認知症地域支援推進員 1 名 (常勤)
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な業務を処理する職員 若干名
- (2)～(6)までの職員は、指定介護予防支援の業務に当たるものとする。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に定める国民の休日及び年末年始を除く。
- (2) 営業時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法及び内容)

第 6 条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談は、事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場合において行うものとする。
- (2) 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
- (3) サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援の内容及び期間を定めた介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成する。
- (4) 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画変更等を行う。
- (5) 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。
- (6) その他具体的には、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（厚生労働省令第 37 号第 29 条から第 31 条）に従って実施する。

(指定介護予防支援の利用料その他の費用の額)

第 7 条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、北上市内の黒沢尻東地区、黒沢尻西地区とする。

(苦情処理)

第 9 条 事業所は、事業の運営に関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任する等必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第 10 条 職員は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに管理者に報告し、保険者、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(秘密の保持等)

第 11 条 事業所に従事する職員は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

2 職員でなくなった場合も前項の義務を負うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 12 条 事業に従事する職員の資質向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後 3 か月以内

(2) 継続研修 年 1 回以上

(補則)

第 13 条 この規程に定める事項の外、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人美楽会と管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。